

(公 印 省 略)

高齢福第 2138 号  
平成21年11月26日

各 居宅サービス事業所  
居宅介護支援事業所  
介護保険施設  
老人福祉施設等 } 管理者 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

### 新型インフルエンザの県内全域流行への対応について(通知)

11月26日、県では、新型インフルエンザの発生がピークを迎えたことを踏まえ、別紙のとおり県民向けにメッセージを出しました。

貴事業所・施設におかれましては、今後の動向について、新聞報道等により情報収集に努めるとともに、下記の点に留意し、利用者及び家族の皆様や職員に対し、健康管理や感染防止対策の再徹底を図ってください。

なお、本通知につきましては、県庁ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。(平成21年9月以降発出通知、参考資料も掲載しています。)

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/koureisyafukushi-influenza.html>

※県庁トップページから入る場合は→健康・福祉・医療・子育てなど→高齢者福祉→  
新型インフルエンザ関連通知（老人福祉施設・介護保険事業所等）

今後、緊急時には、当ホームページ上でお知らせする場合もあり得ますので、定期的な閲覧をお願いします。

### 記

#### 1 全事業所・施設の共通の留意事項

##### (1) 感染防止及び感染拡大防止対策の徹底

- ① 職員は、出勤前に検温など健康チェックを行い、感染が疑われる職員は出勤しない。  
また、出勤時には、施設の出入り口で健康チェックを行うとともに、手指の衛生を行う（流水・石けんで手を洗うか、アルコール消毒をする）。
- ② 利用者に対して、朝の健康チェックを徹底する。
- ③ 家族や業者など訪問者は、施設の出入り口で健康チェックや手指の衛生を行う。

##### (2) 重症化の防止

- ① 利用者のうち、重症化が懸念される基礎疾患有する者を把握しておく。
- ② 重症化が懸念される基礎疾患有する者については、感染防止対策の徹底とともに、医療機関への早期受診を心がける。

(3) 「事業継続計画（BCP）」の策定について

感染拡大の度合いにより、職員の確保が困難となることも想定し、優先すべき業務の継続について定めた「事業継続計画」を策定するなど、事前の対策を講じる。

## 2 通所事業所・施設の留意事項

(1) 通所事業所・施設の利用者の健康チェックの徹底

利用者に対して、自宅での朝の健康チェックを徹底し、37.5度以上の発熱等があれば、利用を制限する。また、通所時には、施設の出入り口で健康チェックや手指の衛生を行う。

(2) 通所事業所・施設の休業の検討

原則として設置者が保健所等の助言を得ながら、通所事業の休業を決定するものとする。

① 利用者が1名、新型インフルエンザに罹患した場合

当該患者の利用を制限するとともに、解熱後2日間は利用を禁止する。

② 利用者が複数名、新型インフルエンザに罹患した場合

ア 発生状況から通所施設で感染したと考えられる場合は4日間の休業を検討する。

イ 家族内感染など、施設以外で感染が考えられる場合は休業は不要であり、当該患者の利用を制限する。

③ 職員に発症者がいた場合

運営に支障がなければ、休業は不要である。

【担当】

長寿・介護予防班 一丸

TEL 097-506-2688

fax 097-506-1737